

2011 年度冬季 外国人留学生給付緊急奨学金 申込要項

「外国人留学生給付緊急奨学金」は、在学中に家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な外国人留学生の支援を目的とした奨学金制度です。

本奨学金の給付を希望する対象者は、申込要項等をよく読み、以下の出願手続を必ず行ってください。審査・選考の結果、奨学生に採用されると、本奨学金の給付を受けることができます。

(ご参考：昨年度冬季の採用状況) 出願者 25 名 → 採用者 5 名

1. 出願資格： 下記の条件に該当すること

本奨学金を出願する時点で、過去 1 年以内(2011 年 1 月～2011 年 1 2 月)に^{※1}家計急変の^{※2}事由が生じ、それにより修学継続が困難と認められる学部留学生または大学院留学生（正規課程に在学し、学部は標準修業年限内で卒業が可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者、在留資格が永住者／定住者／日本人〈永住者〉の配偶者・子を除く）。

※在留資格が永住者／定住者／日本人〈永住者〉の配偶者・子の学生は、日本人等向け「校友会給付緊急奨学金」の対象となります。該当の申込要項をご覧ください。

【注意】 1 年を超える事由は、一切対象にはなりません。

※1 家計急変の定義は次のとおりです。

「家計急変」とは、次の①～⑤のいずれかに該当する場合を指します。

①主たる家計支持者（父母のうちで収入の多い者またはこれに代って家計を支えている者）が会社の倒産・解雇等により失職、または会社都合による早期退職した場合（再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合を含む）。

※定年退職や自己都合による退職は、対象となりません。

②主たる家計支持者が死亡または離別した場合。

③主たる家計支持者が破産した場合。

④病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合。

⑤火災、風水害、震災等の災害により著しい被害を受けたことで、出願者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合。

※2 同一事由による本奨学金への再出願は認められません。

2. 奨学金額（年額）：40 万円 ※1 年限り

3. 出願方法：

下記 4 の所定期間内・場所に、下記 5 の出願書類全てを提出してください。

4. 出願書類の提出場所・提出締切期限：

- ・提出場所：学生部奨学課（戸山キャンパス学生会館1階）
※情報生産システム研究科の学生に限り、所属の研究科事務所にお問い合わせください。
- ・提出期限：**2012年1月13日（金）17時《厳守》** ※郵送不可
※下記5の出願書類①～③を全て提出してください。
出願書類の一つでも不備・不足がある場合には、選考の対象となりませんので、ご注意ください。
※書類提出時に、個別にヒアリング（10分～30分程度）を行います。
※提出締切日間は大変混雑し、受付に時間がかかります。早めの出願書類提出をお勧めします。

5. 必要な出願書類：

別紙【外国人留学生給付緊急奨学金願書および必要書類の作成・提出方法】をよく読み、**以下①～③全ての書類**を揃えてください。

- ①「外国人留学生給付緊急奨学金願書」（所定様式）
※必ず日本語で記入してください
- ②家族全員の収入に関する証明書類（別紙の「2. 必要な所得関係書類」の（1）を参照）
必ず**両親（父母）2人**の書類が必要です。
※本人作成の日本語訳を必ず添付してください
- ③家計急変を証明する公的書類（別紙の「2. 必要な所得関係書類」の（2）を参照）
※本人作成の日本語訳を必ず添付してください

6. 選考方法：

選考は、提出書類および面接（日本語による）により行います。面接は、書類選考を通過した学生のみ実施します。

面接は【**2012年1月31日（火）午後**】に実施を予定していますので、該当者（書類選考を通過した学生）は必ず出席してください。

なお、書類選考の結果（書類選考通過者には面接時間等の詳細を含む）は、1月24日（火）までに奨学課から学生本人のWaseda-net メールアドレス宛に直接ご連絡いたします。

7. 奨学生の決定：

提出書類・面接によって、生活困窮度・緊急度および修学継続の意欲等について総合的に審査し、奨学生を決定します。

また、最終的な選考結果は、選考終了後に所属学部・研究科を通じてお知らせします。

8. 奨学金交付時期：

2012年2月末日（予定）

※本奨学金は、1年限りの交付となります（次年度以降に継続される奨学金ではありません）。

以上

作成・提出に関する
問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課（月曜～金曜 9-17時）
TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497

提出書類に記載されている個人情報、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。

早稲田大学 外国人留学生給付緊急奨学金願書

※太線枠内を記入または該当する項目を○で囲んでください。

記入日： 20 年 月 日

本人	所属学部・研究科		学籍番号		学生氏名				
	学部 研究科 学科・専修・専攻 修士・博士・専門職 ←○で囲む		学年		フリガナ 氏名 (19 年 月 日生 歳)				
			年						
	国籍			在留資格 (ビザ)	在留資格変更の → あり (年 月) ・ なし				
家族 (家計支持者の続柄を○で囲んでください)	続柄	氏名	年齢	職業 (勤務先名)	勤続 年数	収入・売上額	控除額・ 必要経費	所得金額	
	父		才		年 ヶ月				
	母		才		年 ヶ月				
	父または母が死亡・離別されている場合、以下①②を必ず記入してください。 ⇒ ①年月と区分 (年 月 死亡・離婚) ②現在の扶養者 (父・母)								
	配偶者		才			年 ヶ月			
			才			年 ヶ月			
		才			年 ヶ月				
「独立生計」としての出願を 希望する・希望しない						所得金額の合計			
出願理由： _____									
住所等	学生本人	〒				電話	—	—	
						携帯	—	—	
	家族	〒				電話	—	—	
						携帯	—	—	
本人連絡用メールアドレス (書類選考の結果・選考面接の日時等を通知します)									

※ [裏面] も必ず記入してください。

※所得関係書類等と本願書を一緒に提出してください。提出書類の内容に虚偽があった場合は、出願を取消します。
また、一度提出した書類は、どのような事情があっても返還できません。

【 外国人留学生給付緊急奨学金願書および必要書類の作成・提出方法 】

下記要項をよく読み、書類に不備・不足が無いよう確認のうえ、**必要な出願書類を全て揃えてください。**
本願書及び必要書類一式は、書類選考・面接時の重要な選考資料となります。

1. 「外国人留学生給付緊急奨学金願書」の記入方法

- ①本人欄 出願者本人の所属学部・研究科名、学籍番号、学年、氏名、生年月日・年齢、国籍、在留資格等を記入してください。
- ②家族欄 家族の氏名、年齢、職業・勤務先（就学者は学校名、未就学者は不要）、勤続年数を記入してください。
別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計が一緒でない別居の祖父母は除きます。
- ③独立生計欄 「独立生計」【注】として出願する場合は、“希望する”を○で囲み、下記2（1）に従い必要書類を追加提出してください。書類に基づき「独立生計」の可否を判定します。
- ※学生本人が「独立生計」とであると認定された場合は、（父母ではなく）学生本人の家計急変の事由により審査・選考を受けることとなりますので、ご注意ください。
- 【注】「独立生計」は、次の a・b に該当する場合に認定することができます。
- a：学生本人に継続的な収入があり、父母の扶養にならず独立した生計を営み、本人の生活費・学費のすべてを継続的に賄っている。
- b：学生本人または配偶者の継続的な収入によって家族を扶養し、本人および家族の生活費・学費のすべてを継続的に賄っている。
- ④出願理由欄 今回、本奨学金を出願する理由について、具体的に詳細を記入してください。
- ⑤住所等欄 学生本人および家族の現住所、電話番号等を記入してください。
- ⑥家計急変の事由欄 ア) 家計急変の事由について、該当する記号（A～F）を○で囲んでください。
イ) 家計急変の事由が発生した年月を記入してください。
ウ) 家計急変に伴い、特別の支出（今後の見込を含む）がある場合には、その金額を記入してください。
- ⑦学生本人の経済状況欄 あなた自身の収入状況について、詳細に記入してください。
なお、年額で一括受給した奨学金は、月額に換算（12で割る）してください。
- ⑧早稲田大学在学中に採用された奨学金欄 本学在学中の採用奨学金（過去に採用されたもの・現在採用されているもの）全てについて、奨学金名・採用年度を正確に記入してください。また、「早稲田大学私費外国人留学生授業料減免奨学金」を現在受けている、または過去に受けていた場合は、適用年度と減免割合を必ず記入してください。
- ⑨本人サイン欄 最後に記入内容に誤りがないことを確認した後、自筆署名をしてください。

2. 必要な所得関係書類

「外国人留学生給付緊急奨学金」の出願にあたっては、願書とともに、**下記（1）（2）の所得関係書類等を全て揃えて提出してください。**提出書類に一つでも不備・不足がある場合には審査・選考等ができませんので、ご注意ください。なお、提出書類は原則として返却することはできません。

（1）家族全員の収入に関する証明書類（就学者・未就学者を除く） ※コピー可

2010年の年間総収入について、各国の公的な書式による収入に関する証明書を用意してください（本人作成の日本語訳を添付のこと）。正当な事情により公的証明書が発行できない場合は、年間総収入金額（所得金額）・収入の種類を具体的に記入の上、記入内容に間違いが無い旨を、勤務先の会社等に証明してもらってください（出願学生が自分で作成したものは不可）。

※学生本人が「独立生計」として出願する場合には、上記2（1）の書類に加えて、**学生本人の収入に関する証明書類（市町村区役所発行の所得証明書・源泉徴収票・給与明細書等）**を必ず提出してください。

※証明書類の必要な家族には、**家計急変の当事者（死亡、離別等）**を含みます。

※各個人の状況によって、上表に記載のない証明書類を追加提出していただく場合があります。

（2）上記（1）の書類に加え、以下の家計急変を証明する公的書類を提出してください。※コピー可

	家計急変の事由	提出する証明書の種類
A	家計支持者が会社の倒産・解雇等により失職、または会社都合による早期退職の場合	解雇通知や退職証明等で、解雇又は早期退職の事実がわかる書類（自己都合ではないことが確認できるもの）
B	家計支持者が死亡の場合	死亡届、死亡診断書等（死亡事実を証明する書類）
C	家計支持者が離別の場合	離別の事実を証明する書類、離婚届書等
D	家計支持者が破産の場合	破産の証明書、廃業の証明書等
E	家計支持者の病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大または収入が減少の場合	著しい支出の増大または収入の減少を証明する書類
F	火災、風水害、震災等により著しく支出が増大または収入が減少の場合	罹災の証明書、家計支持者の被害状況を確認できる資料等

公的書類が発行できない場合は、家計急変の発生した日付・内容を詳しく記入した上で、記入内容に誤りがないことを明記し、学生本人のサインを記入した書類を作成してください。

※いずれの場合であっても、**過去1年以内に発生した家計急変の事由**であることが確認できる資料を用意すること。

※各個人の状況によって、上表に記載のない証明書類を追加提出していただく場合があります。

以 上

作成・提出に関する
お問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課（月曜～金曜 9時～17時）

※12/23・12/25 は閉室

TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497

e-mail syogakukin@list.waseda.jp

提出書類に記載されている個人情報、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。